

留学生の皆様へ

快適な留学生活をお手伝いするために、大使館からのご案内

在ポーランド日本国大使館 (Ambasada Japonii w Polsce)
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa
代表 22-696-5000 領事部 -5005



日本 - ポーランド
Nippon - Polska

大使館ウェブサイト「領事・医療・治安のページ」http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat_j.htm

医療・生活等、悩みはありませんか？ 相談を承ります
油断大敵！ 空き巣、スリにご注意を！
万が一のために連絡先をお知らせください 「在留届」提出のお願い
滞在資格はきちんと取得 皆さんは旅行者ではありません
最新情報がお手元に メール情報サービスのご案内
身分証を携帯しましょう！ & 緊急事態発生時の大使館連絡先
海外でも投票ができます 在外選挙人登録のご案内
日本人会のご紹介



医療・生活等、悩みはありませんか？ 相談を承ります

慣れない土地で生活していると、様々な問題が発生します。医療(体調不良、メンタルヘルス)、治安、当局との折衝等で不安を抱えていませんか？

大使館には、ポーランド語専門家、医師等のスペシャリスト、政治や社会問題、治安を担当する館員がそろっています。遠慮なく電話・電子メールで相談してください。すぐに解決に至らない場合もあるかもしれませんが、まずは一緒に考えましょう。



相談受付アドレス: cons@emb-japan.pl

電話: (22)696-5000(代表)(領事部:飛田、村上) FAX:(22)696-5006

開館時間: 午前8時30分～午後5時(土日祝日休館)

油断大敵！ 空き巣、スリにご注意を！

ポーランドの政治・社会情勢は総じて安定しています。日本に比べ犯罪の発生率が高いものの、欧米主要国と比較して著しく悪いという状況にはありません。しかし、在留邦人、邦人旅行者がスリ・置き引き、空き巣の被害に遭うケースは、依然として多くみられます。

ポーランドの人達にとって、我々が“異邦人”であることは一目瞭然。犯罪者にとって、外国人は、「金持ちで、容易な標的」です。また、女性や老人も「抵抗されにくい標的」と映ります。

常に“自分が目立つ存在”であることを認識し、ある程度の緊張を保ちつつ、勉強・滞在を楽しんでください。

バスやメトロなどの公共交通機関、観光地、ショッピングモールにはスリがいます。また、人気のない場所(特に夜間)を歩く時には不審者に注意するとともに、家(アパートの入り口)に入る時には、誰かに尾行されていないか注意しましょう。(部屋に入る時に強盗に遭う可能性があります。)

ドアの鍵、窓の戸締まりを確認し、空き巣対策を万全にしましょう。ドアの鍵を余分にひとつ付けるだけでも有効な対策になります。

万が一のために連絡先をお知らせください 「在留届」提出のお願い

近年、海外に在住する日本人の数が増えるに伴い、海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、このような事態に遭った場合には、大使館は在留届をもとに邦人の所在地や緊急連絡先を確認し、援護活動を行います。

遠隔地にお住まいの方には、用紙を郵送しています。返信用封筒に切手を貼って申し込んでください。

FAXによる用紙の送付・受領も承ります。また、インターネット上で在留届用紙を入手することができるほか(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/documents/zairyutodoke.pdf>)、インターネットを通じて在留届を提出することも可能です(<http://ezairyu.mofa.go.jp/>)。提出後、転居など、在留届の記載事項が変わった時や帰国するときには、大使館にご連絡ください。

Consular Section Embassy of Japan in Poland

滞在資格はきちんと取得 皆さんは旅行者ではありません

ポーランドに入国する日本旅券を所持する皆さんは、観光・商用を目的とする場合に限り、90日を越えない期間、滞在が認められています。しかし、留学の場合、この適用は受けられません。

渡航前に在日ポーランド大使館で就労・留学査証(ビザ)を取得しておくのが最善ですが、仮にビザがないまま到着してしまったら、まずは学校の事務局に相談しましょう。

「90日以内の滞在なら査証は不要」というのは誤りです。滞在が90日を越えないように入出国を繰り返していても、実態が留学であれば(学校に在席している)、査証なしの滞在は“不法滞在”に当たります。当局が不法滞在の事実を確認した場合、一定期間入国禁止の措置がとられる可能性もあります。

最新情報がお手元に メール情報サービスのご案内

大使館では、毎週1回、ポーランドの政治、社会、経済の情勢や、ポーランドで行われる日本関連行事などの情報をまとめた「ポーランド政治・社会情勢」を電子メールで配信するサービスを行っております。

また、歴史・文化から政治・経済、日本との関係など、各種統計、コラム等をまとめた「ポーランド事情」が、大使館ウェブサイトhttp://www.pl.emb-japan.go.jp/relations/j_handbook_annai.htmからダウンロードできます。

「ポーランド政治・社会情勢」の配信を希望される方は、newsmail@emb-japan.plのメールアドレスまでご連絡ください。

身分証を携帯しましょう！ テロ対策で提示を求められることがあります

ポーランドに滞在する外国人は、身分を証明するための旅券の携帯が法律上義務づけられています(外国人法第13条)。

最近、ポーランド国内へのアジア人を含む不法滞在者の増加等を受け、国境警備隊(Straz Graniczna)による不法滞在取り締まりが強化されています。

外国人がポーランドに滞在する場合は、当地滞在者の場合は、滞在許可証(原本)又は旅券(原本)を携帯することが義務づけられています。路上等においてこれらの提示を求められる機会がありますので、外出の際は、常時携帯するようご注意願います。

(注意！) 国内線であっても航空機に搭乗する際には、“旅券(原本)”もしくは“ポーランド当局が発行した滞在許可証や身分証”の提示を求められます。

緊急時の大使館連絡先を控えておきましょう！

午前8時半から午後5時までの平日開館時間帯

代表電話: 22 - 696 - 5000

領事部: 22 - 696 - 5005

午後5時から翌午前8時半までの閉館時間帯・土日祝日

上記代表電話におかけください。代表電話から緊急連絡担当者に自動転送されます。

海外でも投票ができます 在外選挙人登録のご案内

海外にいる有権者は、誰でも国政選挙に投票することができます。投票の対象となる選挙は、衆議院比例代表・小選挙区選挙、参議院比例代表・選挙区選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙です。申請手続は大使館で承ります。詳しくは大使館ウェブサイトhttp://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/j_zai_gai.htmをご覧ください。

日本人会のご紹介

ポーランドには、親睦と相互扶助を目的とする在留邦人の任意団体「ポーランド日本人会」があり、各種行事・イベントを開催しております。日本人会員の留学生の皆さんによる「音楽留学生演奏会」(年1回)もそのひとつです。

活動内容、入会方法・会費等については、日本人会ウェブサイトhttp://www.japoland.pl/japan_club/index_art.php?kat=kiyakuをご覧ください。入会はあくまで任意です。